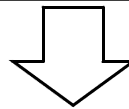


## コンビニでマルチメディア端末を操作させる詐欺に要注意！

※ マルチメディア端末とは、タッチパネル式の端末で、電子マネーの購入申込のほか、各種交通チケットの申込みや書籍・CDの予約申込などを行うことができます

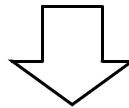
佐世保市内で50歳代の男性が、30万円分の電子マネー利用権をだまし取られる被害に遭いました。

男性の携帯電話に「有料サイトが料金未納となっており、民事裁判になる。」などのうそのメールが届く



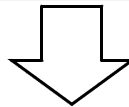
男性は慌ててメールに記載された連絡先に電話をかける

犯人から「有料サイトの登録料金が未納で、コンビニの機械で30万円分の電子マネーを買わないと民事裁判になる。」と言われる



男性は「裁判になる」という言葉信じ込んでしまい、急いでコンビニに行く

犯人の指示に従い、コンビニのマルチメディア端末で30万円分の電子マネーの購入を申し込み、レジで代金を支払う



レジで電子マネーの番号が記載された用紙を受け取った後、同番号を犯人に伝える

## 電子マネー利用権をだまし取られ、被害発生！

### ～被害防止のポイント～

- ◇ 心当たりのないメールは**無視する！**
- ◇ 心当たりのない電話番号には**電話をかけない！**
- ◇ 「電子マネー」、「裁判」、「逮捕」などと言われたら、**詐欺を疑う！**
- ◇ 電話やメールでお金が出たら、すぐに支払わず、**必ず家族や警察に相談する！**

